

鶴ヶ島駅周辺地区まちづくり構想等策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

鶴ヶ島駅周辺地区まちづくり構想等策定支援業務委託

2 業務の目的

市では、鶴ヶ島駅周辺地区の都市機能の維持充実を図るため、市内企業と連携した交流拠点を整備し、整備効果をさらに高めるための魅力ある地域づくりを推進することを目指している。

本業務は、地域住民や関係団体等の意向を踏まえて鶴ヶ島駅周辺地区のまちづくりを推進するため、鶴ヶ島駅周辺地区の現状及び課題の整理、まちづくり構想案の作成、事業化に向けた整備計画案の作成などの一連の業務に対して、高い専門性やノウハウを有する事業者支援を受けることを目的に実施するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月22日までとする。(2か年)

4 業務内容

【令和4年度（鶴ヶ島駅周辺地区まちづくり構想案の作成）】

(1) 計画準備

本業務に沿った業務計画を立案するとともに、必要資料等の収集を行う。

(2) 基本条件の整理

検討に当たっての基本条件を整理する。

- ① 上位計画における位置づけを整理
- ② 総合計画及び立地適正化計画等の既往調査資料確認・整理
- ③ 法令に基づく制約、手続き等
- ④ その他事業実施や効果検証等に必要な調査

(3) 地域住民の意見聴取に対する支援

地域住民向けの説明会、ワークショップ、アンケート調査等を実施し、地域住民の意向等を把握する。

- ① 資料作成の支援
- ② 事業実施の支援

(4) 事業者及び関係団体の意向調査

市内企業、商店会、商工会等の事業者のほか、自治会、地域支え合い協議会、近隣大学等の関係団体へのヒアリングを実施し、まちづくりへの参画意向等を調査する。

(5) 計画区域の検討とまちづくりの課題整理

(6) 基本構想の策定

調査した現状及び課題を踏まえ、まちづくりの目標・方針を策定する。

(7) 整備方針の策定

基本構想に基づく具体的な整備内容の検討を行う。

① 実施事業の検討

ア 公共施設の再編による新たな交流拠点施設（地域交流センター）の整備

イ 周辺道路の整備

ウ 周辺地域の活性化に資する事業

エ 既存住宅地の住環境向上への支援策

オ その他地域の魅力創出につながる事業

② 事業手法の検討

③ 概算事業費の算出

(8) その他必要な業務

以下の項目について、市と協議の上、必要に応じて実施する。

① 本業務の実施に当たって必要となる打合せ、協議等

② 受注者が提案する効果的な事項（独自提案）

※ ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

【令和5年度（国庫補助金交付申請に必要な計画書案の作成）】

(1) 「社会資本総合整備計画」及び「都市再生整備計画」等の作成

① まちづくりの目標を設定するとともに、目標実現に向けて実施する事業の効果を数値化するための調査、計測方法について検討を行う。

ア 目標設定及び目標設定根拠の整理

イ 目標を定量化する指標の設定

ウ 計画区域の整備方針の策定

② 必要に応じて庁内関係部署に対するヒアリング等を行うことにより、交付対象事業の整理を行う。

③ 事業効果の算定（アンケート調査を実施する場合は、調査の実施及び結果の集計を含む）

④ 上記①～③をふまえ、都市再生整備計画等の区域及び整備方針概要図を作成する。

⑤ その他、必要に応じて交付対象事業に係る根拠資料及び添付書類を作成する。

(2) 国庫補助金交付申請の支援

国庫補助金の申請時及び申請後に必要となる資料について作成の支援を行う。

(3) その他必要な業務

以下の項目について、市と協議の上、必要に応じて実施する。

① 本業務の実施に当たって必要となる打合せ、協議等

② 受注者が提案する効果的な事項（独自提案）

※ ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

5 成果品

電子データは、原則としてMicrosoft Office (Word、Excel 又は PowerPoint) により編集可能な形式及びPDF形式の両方で提出すること。

<令和4年度>

- まちづくり構想案（基本構想及び整備方針）----- 2部
- 委託業務に係る作成資料一式（A4判ファイル綴り）----- 2部
- 上記の電子データ（CD-R等）----- 2部

<令和5年度>

- 国庫補助金交付申請に必要な計画書案----- 2部
- 委託業務に係る作成資料一式（A4判ファイル綴り）----- 2部
- 上記の電子データ（CD-R等）----- 2部

6 その他

(1) 業務の履行に当たって

本業務の実施に当たっては、円滑かつ効率的に進めるため、発注者と密接な関係を保ちつつ履行すること。

なお、業務内容について疑義が生じたときは、受注者はその都度、市に報告の上、市の指示を確認するものとする。

(2) 守秘義務

受注者は、発注者の許可なく本委託業務で知り得た情報及び資料等を、第三者に提供、開示または漏えいしてはならない。この義務は委託業務終了後も継続する。

(3) 疑義について

本委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様に記載のない事項は、その都度発注者と受注者で協議のうえ、適切に処理すること。